

2023年12月吉日

お客さま各位

結城信用金庫

Bank Pay 取扱開始に伴う各種規定の制定および改定について

平素は結城信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫ではスマホ決済サービス「Bank Pay」の取扱いを開始することに伴い、下記の通り各種規定の制定および改定をいたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

記

1. 制定する規定

Bank Pay 取引規定

内容につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

2. 改定する規定・改定内容

(1) デビットカード取引規定

詳しくは下記1. 新旧対照表をご覧ください。

(2) 一般当座勘定規定・当座勘定規定（専用約束手形口用）

詳しくは下記2. 新旧対照表をご覧ください。

なお、従来通り、呈示された手形・小切手は、呈示日の15時までに当座預金に入金（振込入金を含む。）された資金により支払います。

3. 施行日

(1) 令和6年2月1日（木）

①Bank Pay 取引規定

②デビットカード取引規定

(2) 令和6年2月21日（水）

①一般当座勘定規定

②当座勘定規定（専用約束手形口用）

以 上

1. デビットカード取引規定 新旧対照表

(令和6年2月1日施行) 下線部が改定箇所

新	旧
<p>第1章 省略 第2章 公金納付 1. (適用範囲) 利用者、次の各号のうちいずれかの者（以下「<u>公的加盟機関</u>」といいます。）に対して、<u>機構所定の公的加盟機関規約</u>（以下本章において「<u>規約</u>」といいます。）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「<u>公的債務</u>」といいます。）の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第1号においては規約所定の加盟機関銀行が、第2号においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第2号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額）を支払う債務以下「<u>補償債務</u>」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「<u>デビットカード取引</u>」といいます。）については、この章の規定により取扱います。</p> <p>(1) <u>規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「<u>加盟機関銀行</u>」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</u></p> <p>(2) <u>規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。</u></p> <p>2. (準用規定等) (1) <u>カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「<u>加盟店</u>」を「<u>公的加盟機関</u>」と、「<u>直接加盟店</u>」を「<u>決済代行機関</u>」と、「<u>加盟店銀行</u>」を「<u>加盟機関銀行</u>」と、「<u>売買取引債務</u>」を「<u>補償債務</u>」と読み替えるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。</u></p> <p>(3) <u>前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</u></p> <p>第3章 規定の変更 以下省略</p>	<p>第1章 省略 新設</p> <p>第2章 規定の変更 以下省略</p>

2. 一般当座勘定規定・当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

（令和6年2月21日施行） 下線部が改定箇所

新	旧
<p style="text-align: center;">一般当座勘定規定</p> <p>第1条～8条 省略</p> <p>第9条（支払の範囲）</p> <p>（1） 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>（2） 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>（3） 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u> 以下省略</p>	<p style="text-align: center;">一般当座勘定規定</p> <p>第1条～8条 省略</p> <p>第9条（支払の範囲）</p> <p>（1） 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>新設</p> <p><u>（2） 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u> 以下省略</p>
<p style="text-align: center;">（専）当座勘定規定（専用約束手形口用）</p> <p>第1条～9条 省略</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>（1） 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>（2） 呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>（3） 手形の金額の一部支払はしません。</u> 以下省略</p>	<p style="text-align: center;">（専）当座勘定規定（専用約束手形口用）</p> <p>第1条～9条 省略</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>（1） 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>新設</p> <p><u>（2） 手形の金額の一部支払はしません。</u> 以下省略</p>